平成２８年（フ）第１４５号
広島市南区東雲２丁目１番25―602号
債務者　松浦　信夫
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０号
広島市中区吉島西１丁目９番３―302号
債務者　奥野　眞二
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
大阪府大阪市城東区東中浜４丁目１―10シャトー錦生801、前住所大阪府大阪市城東区東中浜６－１―27
債務者　髙橋　正司
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１８号
愛媛県今治市五十嵐甲348番地
債務者　檜垣　昌孝
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　貞明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２６０号
高知市潮見台２丁目1003番地
債務者　宮地　　平
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２５号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番２号　県営住宅２―103
債務者　加藤亜希子（旧姓生出）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４７号
愛知県岡崎市細川町字長根43番地８、前住所愛知県岡崎市細川町字長根88番地20
債務者　山下絵里加
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
愛知県豊田市若林西町向屋敷46番地１　バンベール若林905号
債務者　本田　幸道
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
福岡県行橋市大字流末1277番地３　地域密着型特定施設いまがわ秋桜ガーデン、住民票上の住所福岡県行橋市大字天生田1251番地
債務者　田熊　和人
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
大阪市住之江区南港中５丁目１番11―1102号
債務者　山下美佐代
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７７号
大阪府大東市南新田１丁目12番503号　南新田12―503
債務者　礒口　幸一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０３号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番10―401号
債務者　白石　吉和
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４６号
大阪府高槻市松が丘１丁目18番２―510号
債務者　位田　佳子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８４号
大阪府茨木市南春日丘２丁目９番19号　グランディール茨木　201号
債務者　野村　　悟
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８５号
大阪府東大阪市西堤西３番19―601号
債務者　泉谷　博志
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９１号
大阪市旭区千林２丁目７番７号ハイツ雅３号館　301号、前住所大阪市城東区関目２丁目９番16号　レガーレ関目　607
債務者　丸岡　哲次
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９２号
大阪府豊中市岡上の町１丁目６番27号
債務者　小池加奈子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部